

令和7年度奈良県立宇陀高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 基本方針

奈良県立高等学校専攻科の入学者選抜は、この実施要項の定めるところにより実施し、各高等学校専攻科の特色を踏まえ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

2 応募資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者で、受検する選抜区分において下記4の出願要件を満たすもの

ただし、外国人留学生である場合には、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、aからcの全てに該当するものとする。

- (1) 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- (2) 高等専門学校3年次を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

- a 日本に居住している者
- b 出入国管理及び難民認定法（入管法）において「留学」の在留資格を有する者で、日本語学校を令和7年3月に修了見込みのもの
- c 日本語能力試験でレベルN2程度又はこれと同等以上の日本語能力を証明できる書類を提出できる者

3 学科及び募集人員

介護福祉科 25名、インクルーシブ幼児教育科 15名程度

4 出願要件、募集人員及び日程

<各選抜区分の出願要件>

前期選抜	次の(1)から(5)までの要件を全て満たす者 (1) 合格した場合には必ず入学する者 インクルーシブ幼児教育科は、豊岡短期大学通信教育部こども学科幼児専攻幼稚園教諭免許コースにも入学すること。 (2) 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を令和7年3月に卒業見込みの者 (3) 評定平均値3.0以上の者 (4) 専攻科説明会に参加した者 (説明会当日に個別に面談を実施して、「説明会参加証」を配布する) (5) 専攻科修了後、奈良県内の企業や施設等で社会福祉に貢献する意思を有している者
後期選抜・追加募集	(1) 合格した場合には必ず入学する者 インクルーシブ幼児教育科は、豊岡短期大学通信教育部こども学科幼児専攻幼稚園教諭免許コースにも入学すること。 (2) 専攻科修了後、社会福祉に貢献する意思を有している者
留学生選抜	(1) 2の応募資格を満たす外国人留学生であること (2) 合格した場合には必ず入学する者 (3) 専攻科修了後、社会福祉に貢献する意思を有している者

< 募集人員及び日程 >

選抜区分	検査等	募集人員	入学願書受付期間	検査日	合格発表
前期選抜	書類審査 ※1	介護福祉科 10名程度 インクルーシブ 幼児教育科 10名程度	【専攻科説明会】 〈参加申込期間〉 令和6年7月1日(月)～7月19日(金) 〈説明会〉 令和6年7月25日(木)または26日(金) 【入学願書受付期間】 令和6年8月26日(月)～9月4日(水) 〈9月4日(水)の消印有効〉		9月10日(火)
後期選抜	面接・書類審査 ※1	介護福祉科 5名程度 ※2 インクルーシブ 幼児教育科 5名程度 ※2	令和6年10月9日(水)～10月16日(水) 〈10月16日(水)の消印有効〉	10月26日(土)	10月31日(木)
留学生選抜	面接・書類審査 ※1	介護福祉科 10名程度			
追加募集 ※3	作文・面接	※2	令和7年2月19日(水)～2月26日(水) 〈2月26日(水)の消印有効〉	3月8日(土)	3月13日(木)

※1 書類審査には「志望理由書」を含みます。

※2 後期選抜及び追加募集の募集人員については、高校教育課のWebページに掲載します。

※3 後期選抜で募集人員を満たした場合、追加募集は行いません。

5 出願手続

(1) 入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次のアからシまでの書類等を奈良県立宇陀高等学校長に提出してください。

提出書類等	備 考
<input type="checkbox"/> ア 入学願書	様式1を用いて作成すること。入学考査料にあたる2,200円分の奈良県収入証紙と出願前6か月以内に撮影した志願者の上半身正面の写真を貼ること。（二箇所・同一のもの）
<input type="checkbox"/> イ 入学考査料	入学考査料2,200円（奈良県収入証紙を入学願書に貼付） [奈良県収入証紙の購入先・購入方法に関するWebページアドレス] https://www.pref.nara.jp/15533.htm
<input type="checkbox"/> ウ 調査書 ※外国人留学生を除く	在籍（卒業）高等学校等の校長（以下「高等学校長」という。）が「9 調査書」の項を参照の上作成し、厳封したもの。 ただし、調査書が発行されない場合には高等学校等を卒業していることを証明する書類を提出すること。

□ エ 志望理由書	前期選抜・後期選抜・留学生選抜に出願する者は、志望理由書（様式2）を出願時に提出すること。 <u>ただし、前期選抜に出願する者は、「説明会参加証」を併せて提出すること。</u>
□ オ 最終出身校卒業証明書 ※外国人留学生のみ	日本語訳を添付すること。日本語学校長の原本証明がある場合は、写しても可。卒業証明書の取得が困難な場合は、卒業証書の写しても可。
□ カ 日本語学校修了見込み証明書 ※外国人留学生のみ	原本を提出すること。
□ キ 日本語学校成績証明書・出席率証明書 ※外国人留学生のみ	在籍中のすべての成績及び出席率（出席状況）が記入された原本を提出すること。
□ ク 日本語能力を証明できる書類 ※外国人留学生のみ	日本語能力試験でレベルN2程度又はこれと同等以上の日本語能力を証明できる書類を提出すること。日本語学校長の原本証明がある場合は、写しても可。 ただし、令和5年1月以降に発行された証明書類の内、最新の証明書類を提出すること。
□ ケ 在留カードの写し ※外国人留学生のみ	在留カードの両面をA4サイズ用の紙にコピーしたものを提出すること。
□ コ 在留期間更新許可申請書 ※外国人留学生のみ	写真を貼付し、次の項目を記入した在留期間更新許可申請書を提出すること。提出された在留期間更新許可申請書は、合格発表（結果通知）時に返却します。 〔記入を必要とする項目〕 1 国籍・地域 2 生年月日 3 氏名 10 旅券(1)番号(2)有効期限 22 滞在費の支弁方法等 (1)支弁方法及び月平均支弁額 (2)送金・携行等の別 (3)経費支弁者 (4)申請人との関係 (5)奨学金支給機関
□ サ 受検票送付用封筒	定形郵便物用長形3号12.0cm×23.5cmの封筒に受検票を送付する自宅等の宛先を記入し、 434 <u>460</u> 円分（簡易書留の料金を含む。）の切手を貼ること。 ※郵便料金改定がありましたら、高校教育課のWebページにてお知らせします。
□ シ 結果通知用切手	750 <u>830</u> 円分（簡易書留、速達料金を含む。）の切手。 ※郵便料金改定がありましたら、高校教育課のWebページにてお知らせします。

(2) 出願後、入学願書の取下げはできません。

(3) 出願書類は、簡易書留・速達で下記宛てに送付してください。

〒633-0241 奈良県宇陀市榛原下井足210 奈良県立宇陀高等学校【榛原学舎】

(4) 奈良県立宇陀高等学校長は、(1)の書類を受け付けた時点で、受検票を交付してください。

※10月1日から郵便料金改定

6 検 査

- (1) 検査は、奈良県立宇陀高等学校【大宇陀学舎】（奈良県宇陀市大宇陀迫間63-2）で実施します。
- (2) 面接は、10分間程度の個人面接とします。
- (3) 検査の日程は以下のとおりです。

＜後期選抜、留学生選抜＞

時 刻	検 査 等
9：00	集 合
9：30～	面 接

※ 面接終了後、随時解散となります。

- (4) 受検に必要なもの
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、上靴、下靴入れ
- (5) 受検会場に持ち込めるもの
鉛筆削り、時計、湯茶等
- (6) 検査時に使用してはいけないもの
計機能や辞書機能付きの用具・時計類、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、通話やインターネット接続が可能な情報端末、下敷き、その他検査に不要なもの
- (7) 受検上の留意事項
ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。
イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。
- (8) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

7 入学者の選抜

- (1) 奈良県立宇陀高等学校長は、出願書類及び選抜区分ごとの検査等の結果により、志願者の意欲や適性を総合的に判断して合格者を決定します。
- (2) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外の記号等で行います。

8 合格発表

4に示す合格発表日の午後、奈良県立宇陀高等学校のWebページに合格者の受検番号を掲載するとともに、選抜結果を簡易書留・速達で発送します。

9 調 査 書

調査書については、文部科学省が示す調査書の様式に則り、高等学校長が作成してください。

- (1) 調査書は、高等学校生徒指導要録等に基づいて、高等学校長が厳正に作成してください。
- (2) 作成後、記載者の私印及び当該高等学校長の公印を押印してください。
- (3) 調査書を厳封し、封筒に生徒氏名を記載してください。（ゴム印可）

10 そ の 他

- (1) 身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要な場合は、奈良県立宇陀高等学校長に申し出てください。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。